

障害者自立支援法 兵庫訴訟ニュース

発行；障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす兵庫の会

〒650-0016 神戸市中央区橘通1-1-2 兵庫障害者センター内

Tel(078)341-9544 Fax(078)341-9545 E-mail:mezasuhyogonokai@yahoo.co.jp

郵便振替口座 00940-0-256133 めざす兵庫の会

障害者自立支援法兵庫訴訟裁判始まる！

2月20日（金）10時より、障害者自立支援法兵庫訴訟の第1回裁判（口頭弁論意見陳述）が神戸地方裁判所大法廷で行われました。

この裁判の傍聴を希望する障害当事者・家族・関係者の人数は、法廷に入れる定員をはるかに超え、110席は満員となりました。

口頭弁論の開始にあたって、福島健太兵庫訴訟弁護団事務局長は、

1、この訴訟で何を求めるのか 2、なぜ負担させることがいけないのか 3、生きるための負担 4、受益者負担 5、自己責任論の五つの観点から、結論として「この訴訟で、原告達に負担を強いる自立支援法の規定は、個人の尊厳を尊重し、法の下の平等を定め、最低限度の文化的な生活を保障した日本国憲法に違反していることを明らかにする。また、障害者の社会参加権を保障し、障害者差別を禁止し、障害者が可能な限り地位において自立した日常生活を営むことができるよう配慮する公的義務を定めた障害者基本法に反していること、そして、障害者の差別を禁止し、合理的配慮をとることを求めた障害者権利条約にも違反していることを明らかにする」と映像も交えながら述べました。

続いて、2名の原告が意見陳述を行いました。

吉田原告は、「全盲という障害をもっていることで生じる日常生活の不便さ・困難さ、そしてそれらを克服するにはどうしても支援が必要であること、その支援を利用する際に障害者からのみ費用を取るとは障害者と健常者との間の差別であり憲法に違反している」などと述べました。

吉本原告（代理人 母）は、「原告になろうと思ったのは障害を持っていることで食事をする、排泄、入浴、外出、移動などできないことに対して、応益としてお金を取ることに違和感があった」「もし、払う金がなくなれば命をつなぐことはできない。障害をもって生まれたことは本人に責任があるのでしょうか」など、声を詰まらせつつもしっかりと述べました。

第1回口頭弁論は、1時間足らずでしたが、弁護団と原告の陳述は法廷を圧巻しました。

第1回裁判報告会

裁判終了後、兵庫県弁護士会館で「兵庫訴訟第1回裁判報告会」が行われました。福島弁護士から、この裁判の趣旨や第1回裁判の様子と、全原告と弁護団の紹介がなされました。原告団長の吉田さんからは支援のお礼と決意、いっそうの支援の訴えがありました。



決意表明をする吉田原告団長

「勝利をめざす兵庫の会」結成！

続いて、「障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす兵庫の会」結成集会が開催されました。

この会は、澤村誠志氏（兵庫県立総合リハビリテーションセンター顧問・名誉院長）をはじめ県内の14名（2月17日現在）の方々の呼びかけで結成され、訴訟の勝利に向けての運動を進めようとするものです。

また、当日の結成集会には、兵庫県知的障害者施設家族会連合会由岐透会長、澤村誠志氏、兵庫県保険医協会池内春樹理事長から激励と連帯のメッセージが寄せられました。

結成集会では、準備会から、これまでの経過報告、規約の提案、役員等の提案が行われ、参加者全員の賛同で会の発足が決められました。また、事務所は、兵庫障害者センターにおき、会費は、団体・個人ともに年額一口1千円とすることになりました。

最後に、アピール文を参加者一同で採択し、この訴訟の勝利をめざして、原告団・弁護団・支援団体であるこの会の三者が一致団結してこの運動に取り組むことを誓い合いました。

2月20日の第1回裁判の傍聴

および「勝利をめざす兵庫の会結成集会」には、遠く但馬からの参加者も含め、延べ180名の障害当事者・家族、関係者が結集しました。そして、この結成集会で「この会の会員になり、訴訟の勝利に向けた運動に取り組みましょう」との訴えに、当日60名の方の加入と91口の会費の納入がありました。



経過報告をする中村氏



アピール文を提案する近藤氏



全県から180名が参加した傍聴・結成集会

次回第2回裁判(口頭弁論)は5月22日(金)開廷10時

第2回目の裁判は、5月22日(金)10時から、神戸地方裁判所で行われる予定です。今回と同じく神戸地裁では一番広い法廷です。今回は、石倉原告(母)と田中原告(母)の両名が、口頭陳述を行う予定です。傍聴席を満員にして、原告の主張を見守りましょう。

第2回裁判傍聴

日時；5月22日(金)10:00～
集合；9時20分までに、神戸地裁に集合
してください。傍聴のための抽選があります。



なお、傍聴の抽選に外れた方は、県弁護士会館(神戸地裁東隣)で、待機(ミニ学習会を予定)をお願いします。裁判終了後、兵庫訴訟第2回裁判の報告集会を開催します。

障害者自立支援法と利用者負担の問題性

－兵庫訴訟第1回口頭弁論意見陳述－

原告ら訴訟代理人弁護士 福島 健太



1, この訴訟で何を求めるのか

私たちがこの裁判で求めるのは、障がいのある原告たちが受けている、生きるために必要不可欠な福祉給付に対して現在課されている、自己負担せよという決定を取り消して、代わりに、福祉給付にかかる費用は全額行政側が負担すべきものであるから原告たちは負担しなくても良いという決定を受け、あわせて、負担しなくても良いという地位を確認し、今までに払った分は返還せよ、人格を踏みにじられたことに対する賠償をせよというものです。

2, なぜ負担させることがいけないのか

では、原告たちに利用料の負担をさせることがなぜいけないのでしょうか。それは、生きるために必要な支援からお金をとるからです。私たちは、障がいのある人が生きるために不可欠な支援を受けることに対して、障がいのある人だけに負担をさせるべきではないと考えています。

人として尊厳のある生き方をする、人として最低限度の生活をするために必要な支援を受けるためにお金をとることが許されて良いのでしょうか。障がいのある人にこのような負担をさせることは、日本国憲法、障害者基本法、障害者権利条約に明らかに反しています。

3, 生きるための負担

そもそも「障がい」とは何でしょう。原告の石倉さんは歩くことができませんし、吉田さん夫婦や山田さんは目が見えません。餅田さんは話すことができません。しかし、「障がい」とはそのこと自体を指すものではありません。「障がい」の本質は、それらから派生する社会的不利益にあります。歩けないことによって介助なしではトイレに行けなかったり、目が見えないことで一人で外出できない、話せないことで一人で買い物ができないことが「障がい」です。そして、その社会的不利益を取り除くのが支援です。介助があればトイレにも行けるし、一緒にいて援助してくれる人がいれば外出も買い物もできるということです。支援があれば、原告の田中さんは歩くことができますし、吉本さんも作業をすることができます。それなのに、自立支援法は、この必要な支援の利用に対して原則1割の負担を求めているのです。

たとえば、闇夜に街灯がなかったとしたら、危なくて歩けません。でも、街灯があれば、闇夜という障害（バリア）が取り除かれ、夜でも外出することが可能になります。そこで、街灯の下を歩く人は、街灯の光を利用しているのだから利用料を払えと言われたとしたら、皆さんはどう思いますか。なぜ、夜外出するためにお金を支払わなければいけないのか、そのために税金を払っているではないかと思うのではないのでしょうか。それなのになぜ、障がいのある人だけが障害（バリア）を取り除くためのものに利用料を支払わなければならないのでしょうか。

また、障がい重ければ重いほど、必要とする福祉的給付は多くなります。福祉的給付が多くなればなるほど、自立支援法における定率負担では負担が増大します。このため、負担が大きくなると、受給の抑制効果が働き、本当に必要不可欠な支援なのにもかかわらず、支援が受けられないという事態が実際に生じています。

4, 受益者負担

障がいのある人が福祉的給付を受けることは「利益」なののでしょうか。確かに福祉的給付を受けることによって社会的不利益がいくらか緩和、回復することにはなります。だからといって不利益の減少を「利益」と考えるべきではありません。仮にマイナス50がプラス20になったのであれば、そのプラス分が受益であると考えることができます。しかし、現実にはマイナス50がマイナス30になるにすぎないのです。障がいのある人は、いわばいわれなき理由で不利益を甘受させられているのです。その不利益が緩和されたとしてもそれを利益と見て、受益者負担の論理を持ち込むことは誤りです。

5, 自己責任論

障がいはいどこの地域でも一定の割合で発生し、その発生率は約8%とされています。誰もなりたくて障がい者になったわけではありません。障がいを負ったのは自己のせいではないのですから、自己責任論に根ざした自己負担を課すべきではありません。障がいによる不利益は社会全体で負担すべきであり、障がいのある人のみに負担させるべきではないのです。

6, 結論

私たちは、この訴訟で、原告たちに負担を強いる自立支援法の規定は、個人の尊厳を尊重し、法の下での平等を定め、最低限度の文化的な生活を保障した日本国憲法に違反していることを明らかにしていきます。また、障がい者の社会参加権を保障し、障がい者差別を禁止し、障がい者が可能な限り地域において自立した日常生活が営むことができるよう配慮する公的義務を定めた障害者基本法に反していること、そして、障がい者の差別を禁止し、合理的配慮をとることを求めた障害者権利条約にも違反していることを明らかにしていきます。

以上

< 吉田淳治原告の意見陳述 >

裁判所でこのように陳述できることに感謝します。ところで、今日この場所にいらっしゃっている関係者(裁判官、双方の弁護士、傍聴者のうち障害を持っていない人たちは)、自分の意思で自分の足でこの裁判所までいらっしゃっています。ところが私を初め原告の全員、傍聴者のうちで障害者の皆様はこの裁判所まで来たい気持ちはあるものの独りでは来ることができません。来るためにヘルパーを同行しなければ絶対に来ることができません。

単独歩行ができる盲人は、盲人全体から言えば非常に少ないのが現実です。また、仮に単独歩行ができるとしても、スムーズに目的地まで何の問題もなしに辿りつくかと言えばそうではありません。

それは、その日の天候や周辺の環境などが常に変化し覚えている状況が変わるため、迷ったり方向を間違えたりしてしまうからです。駐車中の車やオートバイ、自転車に接触またはぶつかったりします。特に私は身長が低いためにトラックの荷台に潜り込んだりあるいはぶつかるなど、頭や顔の怪我はしょっちゅうでした。これが駅のホームとなれば立っている人や柱、看板などにぶつかって怪我やたんこぶなどはしょっちゅうでした。点字ブロックがあってもその上に人が立っていたりカバンやポストンバッグを置いたりして、それにつまずいて転んだりしたこともありました。又ホームからの下り階段から転げ落ちたこともありました。側溝に足を落としたりガードレールなどに接触したためにせっかくの洋服や靴が汚れて行き先で恥ずかしい思いをしたことも数知れません。

このように、私達盲人にとって、単独歩行がどれだけ難しく、どれだけ危険性を伴っているかご理解頂きたいと思います。

また、外出以外にも、ヘルパーが必要なことが多々あります。

どうしても書類・契約書・保険証書などの書類を用意する必要がある場合、健常者の皆様は自分の目で探せますが、私はそういう訳にはいきません。そんな時には、必要な書類と覚しき物を持って、ある時は行きつけの喫茶店やすし店、ある時は家の前に立って通行人に見てもらいたいこともしばしばでした。通行人に尋ねることもありましたが、3人のうち一人ぐらいしか対応はしてくれませんでした。

そんな時、ヘルパー制度ができることを聞いた時は喜んだものです。探したいものをいつでも探せると。ところが、後に述べるとおり、ヘルパーを利用するには費用もかかるし事前に申し込まなければならないので、ちょっと役にはたちません。

また私は、広告を見ることができないので、スーパーやデパートの特価日やその時間帯も分かりませんし、実際に店に行ってもどの商品が特価かもわかりません。このため、特価商品を見逃しに通常料金の商品を買ったために高がついたことはしょっちゅうです。

そして、ヘルパーを頼めば費用がかかるし、頼んだとしても好きな時間帯に来てもらえないことが多いので、食料品や日用品の特価は中々買えません。自立支援と言いつつも支援になっていません。ヘルパーと買い物に行った際に、偶然にもその時スーパーの特価日であったとして確かに特価商品は買えます。ところがヘルパー代が発生しているためにちょっとも特価商品を買ったことにはなりません。

また、ヘルパーを要請する際に事前にスーパーへ行くための時間に限って申し込みしているために、風邪を引いているため病院にも着いていって欲しいといつても断られてしまうことがあります。そんなときは夕

クシーを呼んで病院へ行きますが、どこか間違っていると思います。

このように、ヘルパーを利用せず独りでどこへでも行け、今日も一人で来ている人たちと、私とどうして差がつくのでしょうか？一人で来られる人が羨ましいとつくづく思います。

仮に、ヘルパーを利用するに当って何の制限もなく且つ費用が要らなければ何も健常者を羨ましく思うことはないでしょう。ヘルパーの件で、以前の措置制度時代や支援費制度の時代にはけっして羨ましく思った事などありません。しかし、現在の障害者自立支援法が施行されてからはつくづく羨ましく思うようになりました。

この自立支援法の最も問題な点が利用者に対してヘルパーの利用料を徴収することです。厚労省のデータでも 明らかなおと、全国的に見ても一般国民に比べて障害者は所得が極端に低く、無職者も多いです。私は自分で身の回りのことができるのでヘルパーの介助がなくても死にませんが、私も高齢となり、自病の糖尿病も進み、そのために仕事の裁ける量が減少したため、我が家の収入では費用の負担が非常に生活を圧迫しています。

そのため、どうしても必要な時以外、ヘルパーの利用を自然に控えるようになりました。また、ヘルパー利用において利用時間が制限されるため、必要な時間だけ利用できないことが多々あります。そして、我が家から地元の駅まで徒歩10分で行けるので、30分間の利用の要請をするのですが、どの事業所もヘルパーの派遣をしてくれないという問題もあります。

さらに、自立支援法が施行されてから、友人との関係にも問題が生じています。というのも、私は視覚障害者の団体に参加しているのですが、その会合等に行った際、ヘルパーと共に来ているものとそうでないものとの間で、トラブルになりかけることがあるのです。自分以外のヘルパーに手伝ってもらったり、一緒にガイドをお願いしようとする「お前もヘルパー連れてこんかいな。いつも人を頼っていたらあかんで」などと言われてしまうことがあるのです。また、以前ならば、会合の後喫茶店などで話しをしてから帰ったのですが、今ではヘルパーの費用や時間のことがあり、すぐに帰ることがしばしばです。

このように、ヘルパーの利用に費用がかかること、時間制限があることで、生活が苦しくなりトラブルが生じていることを理解して下さい。

そして、自立支援法が施行されてから、私は外出を控えることもあり、生活が苦しくなっています。また、障害者がヘルパーを利用する際に障害者からのみ費用を取るとは、障害者と健常者との間での明らかな差別であり、憲法に違反していると思います。

私がヘルパーを利用しても、健常者と全く同じような生活はできません。ヘルパーを利用することで若干不便が解消されますが、健常者以上の生活ができるわけではなく、利益になっているとはいええないはずで。私は、自立支援法が施行される前のように、費用の負担がなく生活に必要な分だけヘルパーを利用できるようにこの制度を改めてもらいたいと思っています。

< 吉本春菜（代理人 母）原告の意見陳述 >

今回の訴訟の原告になろうと思ったのは、障害を持っていることで、出来ないことに対して、応益としてお金を取ることに違和感があったからです。家で作った食事を食べること、排泄、入浴、外出、移動などなど・・・。

私はこの50年間、家で食事をして国から利益を受けたからとお金を払ったことはありませんが、春菜は家族の手がなくて、誰かにしてもらおうと思うとお金を払われるのです。もし、払うお金が無くなれば、食事もできない、飲み物も飲めず、命をつなぐことはできなくなります。障害を持って生まれたことは春菜に責任があるのでしょうか？ひとりの人として普通に生活したいと願うことはぜいたくな事なのでしょうか？



春菜は昭和62年5月6日 0:46 北区内の産婦人科病院で生まれました。私自身初めての妊娠出産で、きちんと検診を受け、穏やかに10ヶ月過ごしました。少し時間はかかったものの、平凡なお産でした。生まれた時「オギャー！」と元気に泣き、何とも言えぬ安堵と幸せな気持ちでいっぱいになりました。ここ

まで障害の原因になるような事は全くありませんでした。これは胸を張って言えます。1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月と検診にも行き、一生懸命子育てしていました。よく眠る子であまり物に興味を示さず、おとなしい子供だと思っていました。6ヶ月を過ぎる頃、點頭てんかんのような発作では？と疑いをもち、かかりつけの小児科医に強く不安を訴え、県立こども病院を紹介してもらいました。62年12月24日、クリスマスブのことでした。そこで、脳が未熟で発達に大きく遅れがあり、「點頭てんかん」だと告げられ、そのまま即入院となりました。幸いけいれん発作を薬で止められたので、2月初めに退院できることになりました。ただ、理学療法の訓練をしなければならず、のじぎく療育センターの紹介状をもらい、すぐ受診し、月に1度通い始めました。やり方を教えてもらい、毎日家で、ポイタ式の訓練をしていました。その後、母子教室、くすのき学園、あじさい学園と母子通園しながら訓練、療育をしてきました。春菜はハンディがあるために、毎日のように辛い訓練をさせられてきました。私だって楽しいことをいっぱいさせてやりたい、嫌な思いをさせたくないと思いましたが、「一日休めば、大人の一年分の遅れになる」と聞かされ、春菜の将来のために努力するしかない信じ、毎日通園して私もPTさんに教えてもらい訓練をしました。4才10ヶ月で弟が生まれました。大きなお腹になっても春菜を抱いたり車を運転し、訓練もほとんど休まずに続けました。他のお母さん達に車に乗せてもらったり、助けてもらい元気に過ごせました。小さい頃は体も弱く一年の半分はかぜをひいて、熱を出し、ほとんど食事もできず、体重もなかなか増えず体調の良いときに一生懸命食べさせました。ミキサーでドロドロにしてつまらせないよう工夫しました。長男が生まれた頃から少しずつ健康になりました。長男は何もしなくても寝返りをし、座り、ハイハイして歩くようになり、ことばも話しました。私は、現実には驚くばかりでした。春菜は訓練し、辛くて泣くことばかりなのに、寝返りをし、少し笑う位でした。どう表現して良いのかわからないのですが、こんなに違うんだと愕然としました。胎教を比べたら、長男の時は、春菜の療育訓練で必死でしたから、ひどいものでした。

春菜は外出するのが大好きで、自立支援法施行前は、ヘルパーさんの助けをかりて、プールやしあわせの村にある温泉に行ったりしていました。春菜の数少ない楽しみでした。でも、自立支援法が始まってからは、春菜はヘルパーさんを頼むにも月1万5000円の費用がかかるようになりました。その他にも施設利用料や食費、光熱費、交通費等の出費もあり、春菜の生活はギリギリの状態におかれています。確かに、今は暫定的な軽減措置がありますが、一体いつまで軽減されるのか不安で、ヘルパーの利用も控えざるをえません。春菜はプールや温泉にも行けなくなりました。

自宅でも、私や夫が春菜の介護をほぼ全面的にしています。今は、私や夫が介護をできていますが、私や夫が年をとって収入が減り、介護ができなくなった時、春菜は満足にサービスを受けることができず、生きていくことすら困難な状態に置かれるかもしれません。

春菜と過ごした21年。たくさんのお話を学びました。「生きているということ」が幸せだということ。たくさんのお友達との別れもありました。与えられた能力を最大限にがんばって、力尽きた方、かぜをこじらせて肺炎になった方等々、障害を持って生まれたのも本人に選べなかったように、人生を終える時も、本人も家族も選べないということ。朝「おはよう！」と普通に目覚めることが、どれだけ幸せなのかということ。春菜は嫌な事は記憶に残さず、自分によくしてくれる人の顔は覚えていて、感謝の心を笑顔で返してくれるのです。目を見てニコリ笑う春菜の笑顔と声にどれ程の元気をもらったことでしょうか？私は春菜に精神や心がけなどを育てられましたし、たくさんのお仲間と出会うことができました。春菜の周りにいる人はみんな笑顔になります。行動としてはできないことがたくさんですが、たくさんのお人の心を癒しているのです。世の中の邪魔者、足手まといではありません。一人のお人として春菜でなければならぬ役目を果たしているのです。私達は、特にルールを犯すこともなく、ごくごく普通に生活してきました。国は国民が最低限人として普通に暮らせるよう保障しなくていいのですか？春菜は他の人より小さい頃から能力以上の努力をたくさんしてきました。私とその立場だったら耐えてこれたかどうか・・・ 私は母として生命の限り、どんなことをしても春菜が笑顔で毎日生活できるよう育てていきます。ただ私の力が尽きた時のことを思うと、心配で不安でいたたまれないのです。今なんとかしなければと勇気を出してここに出てきました。何よりも生命が大切で、生命の重さはどの人もみんな同じだと思います。先進国の中では日本が一番社会保障を軽くみっていると聞きました。

世界で恥ずかしくない日本に、日本人でよかった、この国に生まれて良かったとみんなが思える国であってほしいと思います。

支援法訴訟第2次提訴

4月1日、「応益負担は憲法違反だ」と、全国で28名の障害者・家族が原告となり、各地の地裁に提訴（第二次）しました。兵庫では、今泉勝次さんら4名が神戸地裁に提訴しました。

訴状を裁判所に提出。受理されたあと、原告と弁護団、勝利をめざす会のメンバーは、県弁護士会館で記者会見を行いました。

記者会見では、福島弁護士から原告4名の紹介と、提訴理由についての説明があり、原告各人から提訴にいたった経緯と決意が述べられました。



今泉さん（垂水在住）は、支援法の「応益負担」が始まって、ガイドヘルプとホームヘルプの利用で利用料が課せられるようになり、特に妻の外出機会は極端に減り、家に閉じこもることが多くなった。支援法は、自立支援という名に反して自立や社会参加を妨げている。何としても応益負担はやめさせたい。

和田さん（宝塚在住）は、65歳になり介護保険と支援法のサービス利用で、月4万数千円の

利用料が必要になった。介護保険では、減免制度がまったくなく、1割の利用料が絶対に必要になった。これからの生活をどうしたらいいのか、目の前が真っ暗になった。

曾根さん（尼崎在住）は、働きに行くのになぜお金を払わねばならないのか。生きることへの支援策利用が、利益なのでしょう。応益負担は許せません。等々、各原告は、支援法による「応益負担の廃止」を強く訴えました。

第二次提訴者の方の裁判は、第一次提訴者と併合しておこなうよう弁護団は裁判所に要望しています。

なお、記者会見には、NHKテレビ・サンTVなど、多くのマスコミからの取材があり、それぞれのテレビや新聞等で放映・掲載されました。

「めざす兵庫の会」が活動を開始!

「支援法訴訟の勝利をめざす兵庫の会」は、本年12月末までに3千名の会員を目指すことにし、各団体に協力を訴える活動を開始しました。

<めざす兵庫の会役員>

会長 飯田博由（兵庫視覚障害者の生活と権利を守る会）
事務局長 中村好孝（きょうされん兵庫支部）
事務局次長 井上義治（兵庫障害者連絡協議会）
松原孝夫（かがやき神戸家族会）
事務局員 松本多、神部、平野、豊田、八幡、久下

<会議日程>

*役員会；毎月第1金曜日 10：00～12：00 ・兵庫障害者センターにて

*事務局会議；毎月最終金曜日 10：00～12：00 ・兵庫障害者センターにて

お手伝いいただける方 大募集！ご連絡ください！

「勝利をめざす兵庫の会」は郵便振替口座を開設しました。

口座番号 00940-0-256133

口座名称 めざす兵庫の会

団体・個人共会費

年額一口1,000円

募金

任意ですが、ご協力を！

全国の動き



[障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会ホームページ] <http://www.normanet.ne.jp/~ictjd/suit/>
[全国弁護士ホームページ] <http://info.jiritsushien-bengodan.net/Home>

4.1 第二次訴訟！ 10地裁に28名が一斉提訴



東京地裁で全国弁護士記者会見

プレス発表より = つぎの地裁に提訴しました。さらに5月に埼玉などが追加提訴します。

福岡(1)、広島(1)、神戸(4)、大阪(6)、京都(8)、大津(4)、旭川(1)、盛岡(1)、和歌山(1)、奈良(1)

・31日に国会上程された「応能」負担への法改正案は、応益負担制度の矛盾がどうしても糊塗できないことを政府が認めた証しであり、これまでの3年以上にわたる障害者団体等の粘り強い運動、そして昨年10月に全国一斉提訴したこの訴訟の反響などがもたらした結果であり、一步前進として評価できる面はある。

・しかしながら、障害者自立支援法が障害を自己責任としている本質や、あくまでも公的支援を受ける権利者から利用料名目で負担をとろうとする姿勢には何ら変更はないのであり、弁護士としては、引き続き、障害者の真の自立のためにふさわしい福祉制度の確立のため、原告や勝利をめざす会とともにこの闘いを進めていきたい。

<原告57名に！>

- 北海道・・・ 1人(2次より新規)
- 岩手・・・ 1人(2次より新規)
- 東京・・・ 2人
- 埼玉・・・ 7人
- 滋賀・・・ 8人(2次で4名追加)
- 京都・・・ 9人(2次で8名追加)
- 大阪・・・ 11人(2次で6名追加)
- 奈良・・・ 1人(2次提訴より新規)
- 和歌山・・・ 1人(2次提訴より新規)
- 兵庫・・・ 11人(2次で4名追加)
- 広島・・・ 3人(2次で1名追加)
- 福岡・・・ 2人(2次で1名追加)

<各地で「勝利をめざす会」結成>

現在、福岡・広島・京都・滋賀・岩手の5府県と兵庫で「勝利をめざす会」が結成されています。私たちは全国の仲間と連帯して、この訴訟の勝利に向けて取り組みます。



「障害者自立支援法」は、「障害」があることによる社会的な支援を「益」であるとし、必要なサービスに「応益」負担を強制します。「障害があることは個人の責任」なんでしょうか。地域で普通に暮らしたい！はたらきたい！社会に参加したい！そんなささやかな願いや希望をかなえるのがめざすべき方向であり、それを実現させる法律であるべきではないでしょうか。

私たちは、この自立支援法の根幹の考え方をどうしても許せません。日本国憲法、障害者権利条約に反するこの法律を司法の場に訴えます。真の障害者福祉の実現をめざしてともに立ち上がりましょう！

私たちは障害者自立支援法訴訟のご支援とご参加を心からよびかけます

内橋克人(経済評論家) / 大谷藤郎(国立ハンセン病資料館名誉館長) / 落合恵子(作家) / 勝又和夫(日本障害者協議会代表) / 香山リカ(精神科医・立教大学教授) / 金子勝(慶應義塾大学教授) / 堤未果(ジャーナリスト) / 仲村優一(日本社会事業大学名誉教授) / 樋口恵子(評論家・東京家政大学名誉教授) / 三澤了(DPI日本会議議長)